平成２６年（フ）第７２６号
仙台市太白区茂庭台３丁目29番10号
債務者　市川　雪子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７３３号
仙台市青葉区滝道47番11号
債務者　津川　愛弓
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
茨城県ひたちなか市平磯町1001番地
債務者　磯崎　保子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６１７号
兵庫県尼崎市立花町３丁目２番20号
債務者　川浪　義幸
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６０号
兵庫県神崎郡市川町屋形167番地
債務者　渡邊　明隆
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市夢前町山富15番地41
債務者　飯塚　康司
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９３号
兵庫県姫路市西今宿１丁目２番２－301号
ベーセ・ベージェ西今宿、従前の住所宮崎県宮崎市田野町乙7575番地　102
債務者　安田　一矢
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９４号
兵庫県姫路市西今宿１丁目２番２－301号
ベーセ・ベージェ西今宿、従前の住所宮崎県宮崎市田野町乙7575番地　102
債務者　安田　　心
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市東今宿１丁目１番22－303号
コーポラス今宿
債務者　横野　茂美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８８９号
広島県安芸郡熊野町城之堀７丁目19番９号
債務者　松本　浩司
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６３号
広島市東区二葉の里１丁目３番13－101号
債務者　**廣**畑　良治
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６６号
広島市安佐南区山本２丁目３番37－202号
債務者　黒下　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８８号
広島県東広島市西条東北町10番９－103号
債務者　本田　正博
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８８号
長野県中野市諏訪町２番19号
債務者　竹内　和子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
長野県松本市波田10101番地13
債務者　荻原　一仁
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５０８号
兵庫県芦屋市呉川町４番12－505号、前住所兵庫県芦屋市東山町20番１号ノンボザール芦屋201
債務者　村上こと　梅本眞由美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５３号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町２－９－20、住民票上の住所兵庫県尼崎市杭瀬本町２丁目19番15－1202号
債務者　こぼれや水産こと　金子　和彦
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係